

松阪市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

平成 24 年 1 月 13 日告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 33 及び第 115 条の 34 並びに介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330077 号厚生労働省老健局長通知）第 3 項に規定する介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（以下「検査指針」という。）に基づき、市が指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象者)

第 2 条 市が行う検査の対象となる者は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、そのすべての指定事業所が市内に所在するものとする。

(検査の種別)

第 3 条 検査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査
- (2) 特別検査

(一般検査の実施)

第 4 条 前条第 1 号の一般検査は、市が指定介護サービス事業所等における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、実施計画を策定し、原則として 6 年に 1 回以上定期的に、業務管理体制の監督部署に所属する複数の検査担当職員が所属長の指示を受けて実施するものとする。

(特別検査の実施)

第 5 条 第 3 条第 2 号の特別検査は、指定介護サービス事業所等で指定取消処分等に相当する事案が発覚した場合において、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び当該事案に対する組織的関与の有無その他必要な事項について検証するため、監査担当部署に所属する複数の検査担当職員と指定介護サービス事業所等の指定等の権限を有する監督部署に所属する複数の検査担当職員とがそれぞれ所属長の指示を受けて十分な連携を図りながら、介護サービス事業者に対して随時実施するものとする。

(検査の実施通知)

第 6 条 一般検査を実施しようとする場合は、実施計画に基づき検査対象となる介護サービス事業者に対し、あらかじめ通知するものとする。

2 一般検査のうち立入検査又は特別検査を実施しようとする場合において、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、あらかじめ通知することを要しない。ただし、施設への立入り時において、検査を実施する旨、速やかに告知するものとする。

(検査の実施手続)

第7条 一般検査及び特別検査の実施手続については、検査指針のⅡに基づくものとする。

(検査結果の報告)

第8条 検査担当職員は、一般検査（立入検査を除く。）の終了後にあつては所属長に、一般検査のうち立入検査又は特別検査の終了後にあつては市長に、速やかに検査結果を報告するものとする。

(検査結果の通知等)

第9条 市は、検査を実施した介護サービス事業者に対し、前項の検査結果を通知するとともに、状況に応じ、改善報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市は、立入検査の結果、必要があると認められる場合においては、検査を実施した介護サービス事業者に対し、法第5章に規定する「勧告、命令等」「指定の取消し等」「業務運営の勧告、命令等」「許可の取消し等」その他必要な行政上の措置を機動的に行うものとする。

2 前項の行政上の措置の手続については、それぞれ法の該当条項の規定に基づくものとする。

(特別な処置)

第11条 一般検査の結果、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業者等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業者等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合は、この限りでない。

2 検査実施方法については、命令違反に関する個別指導を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施については、「松阪市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領」として、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月13日から施行する。